（様式第５号）（第２面）

〔記入上の注意〕

（１）　計画期間の始期においては、①欄から⑨欄までを記載するとともに、事業所の名称及び事業所の所在地を記載してください。雇用保険適用事業所の場合には、雇用保険適用事業所番号を記載してください。（雇用保険適用事業所ではない事業所（雇用保険事業所非該当施設を含む。）の記入は必要ありません。）

（２）　②欄、④欄及び⑥欄には計画期間の初日の前日の数を記載し、③欄、⑤欄及び⑦欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。

（３）　⑥欄及び⑭欄の「使用人兼務役員及び役員の特殊関係者」とは、雇用保険一般被保険者である役員及び役員の特殊関係者をいいます。「役員の特殊関係者」とは、（１）役員の親族、（２）役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人、（３）左記（１）（２）以外で、役員から生計の支援を受けている人、（４）左記（２）（３）と生計を一にしている、これらの人の親族をいいます。

（４）　⑧欄には①欄の計画期間中における労働者の雇入れの数の目標を記載し、⑨欄には⑧欄の数を合計した数を記載してください。また、目標に係る具体的な求人申込み見込みについては、「雇用促進計画－２（求人申込み見込み）」に必要事項を記載してください。

（５）　計画期間の終期においては、⑩欄から㉒欄までを記載するとともに、計画期間中に事業所の廃止又は新設を行った場合は、該当箇所に記入を行ってください。

（６）　⑩欄、⑫欄及び⑭欄には計画期間の終了日の数を記載し、⑪欄、⑬欄及び⑮欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。ただし、計画期間中に高年齢被保険者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第37条の２第１項に規定するもの。）となった人がいた場合は、その数を控除して記載してください。

（７）　⑯欄には⑩欄の数から②欄の数を控除した数を記載してください。また、⑰欄には⑯欄の数を合計した数を記載してください。

（８）　⑱欄には⑫欄の数から⑭欄の数を控除した数から、④欄の数から⑥欄の数を控除した数を控除して記載してください。また、⑲欄には⑱欄の数を合計した数を記載してください。

（９）　⑳欄には、計画期間の初日から起算して１年前の日以降に始まる事業年度の初日から計画期間の終了日までの間における事業主都合離職（雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「３　事業主の都合による離職」に相当するもの）の有無について記載してください。

（10）　㉑欄には、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第７条に規定する同意雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）内に所在する事業所における、計画期間中に増加した労働者のうち雇用保険一般被保険者数の合計を記載してください。

（11）　㉒欄には、同意雇用開発促進地域内に所在する事業所における、計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者のうち、労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第１項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）第２条に規定する短時間労働者でない労働者であり、計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に勤務している労働者数の合計を記載してください。

（12）　㉓欄には、他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成している場合には「はい」の欄に、そうではない場合には「いいえ」の欄に　☑を付してください。
「はい」の欄に☑を付した場合には、「計画の名称」欄に、その計画の名称を記載するとともに、その計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付してください。また、「計画の期間」の欄に、その計画の計画期間を記載するとともに、①欄の計画期間が、㉑欄の計画の何期目に当たるのか記載してください。提出する際には、その計画及びその計画の期間における労働者の増加数等が分かる書類を添付してください。

（13）　㉔欄には、㉓欄の計画の対象となっている事業所における、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者の合計数（ただし、㉓の計画の対象となっている事業所における⑱欄の合計数又は⑲欄の数いずれか少ない数が上限）のうち、労働契約法第17条第１項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第２条に規定する短時間労働者でない労働者であり、計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に勤務している労働者数の合計を記載してください。

（14）　㉕欄には、㉓欄の計画の対象となっている事業所における、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者の合計数（ただし、㉓の計画の対象となっている事業所における⑱欄の合計数又は⑲欄の数いずれか少ない数が上限）のうち、労働契約法第17条第１項に規定する有期労働契約を締結している、又は短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第２条に規定する短時間労働者である労働者の合計数が、計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者の合計数（ただし、㉓の計画の対象となっている事業所における⑱欄の合計数又は⑲欄の数いずれか少ない数が上限）に占める割合が４割を超えるときは、その超過部分に相当する数（その数に１未満の端数がある時には、これを１に切り上げるものとする。）を記載してください。

（15）　㉖欄には、㉓欄の計画の対象となっている事業所における⑱欄の合計数又は⑲欄の数のいずれか少ない数から、㉔欄の数及び㉕欄の数の合計数を控除した数（その数が０に満たない場合にあっては、０）を記載してください。

（16）　計画期間中に事業所の廃止を行う場合、個人又は法人は、雇用保険適用事業所廃止届を提出する際に雇用促進計画の計画期間中である旨公共職業安定所に申し出てください。